

## 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和4年8月15日

千葉県情報公開推進会議  
会長

様

郵便番号  
住所  
氏名



[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名]

連絡先電話番号



担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>現在、情報公開請求に係る開示実施であっても、個人情報開示請求に係る開示実施であっても、情報提供であっても、納入通知書による開示実施手数料(いわゆるコピー代)の支払いは、郵便局・ゆうちょ銀行では行うことができないとされている。</p> <p>しかし、写しの交付申請者の中には、郵便局・ゆうちょ銀行が最寄りの金融機関である者が相当数いることが想定されるし、実際、私の最寄りの金融機関も郵便局・ゆうちょ銀行である。私は、郵便局・ゆうちょ銀行に徒歩か自転車でいけるものの、次に近い金融機関には自動車を利用せざるを得ない距離となっている。</p> <p>したがって、情報公開請求に係る開示実施であっても、個人情報開示請求に係る開示実施であっても、情報提供であっても、納入通知書による手数料の支払いは、現在、利用可能な金融機関に加えて、郵便局・ゆうちょ銀行でも行えるようにすべきである。</p> <p>このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。</p> <p>以上以下余白</p>
-------	---

